

なくそう！望まない受動喫煙～受動喫煙は、マナーからルールへ～

たばこを吸わない人の受動喫煙による健康被害をご存知ですか。ほんのわずかな受動喫煙であっても、心臓発作のリスクが急激に増加することが明らかになっています。

また、受動喫煙による肺がん、虚血性心疾患（狭心症や心筋梗塞など）、脳卒中、乳幼児突然症候群の死亡者数は年間約 1 万 5 千人にのぼると推計されています。

昨年、健康増進法の一部が改正されました。受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

受動喫煙とは・・・

他人の吸うたばこから発生した煙にさらされることです。発生した煙やたばこを吸う人が吐き出す煙にも有害物質が含まれています。受動喫煙により、がんや呼吸器の病気などの健康被害が起こるため、問題になっています。加熱式たばこであっても受動喫煙は発生します。



改正のポイント

- 多くの施設において、屋内が原則禁煙に
- 20 歳未満の人は喫煙エリアへ立ち入り禁止に
- 屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に
- 喫煙室には、標識掲示が義務付けされます

① 2019 年 7 月 1 日～

（第一種施設）学校、病院、保育所などの
児童福祉施設、役場などの行政機関

⇒原則敷地内禁煙に

② 2020 年 4 月 1 日～

（第二種施設）事務所・飲食店、道の駅、
ホテルのロビーなどの不特定多数の目
が立ち入る施設

⇒原則屋内禁煙に

【町内の敷地内禁煙となる場所】※第一種施設

学校（幼稚園、小学校、 中学校、高等学校）	檜山振興局保健福祉行政室 （江差保健所）	警察署
病院（診療所含む）	検察庁	あん摩マッサージ、はり、 灸、柔道整復を行う施設
薬局	裁判所	江差高等看護学院
役場	労働基準監督署	江差税務署
保育所	公共職業安定所 （ハローワーク）	
檜山振興局	海上保安署	

※江差町役場は、敷地外に喫煙場所を設置しております。

【屋内禁煙となる場所】 第二種施設

施設名	
朝日町民体育館	集会施設等
運動公園（管理棟）	漁村センター
文化会館	総合福祉施設 まるやま
図書館	道の駅
郡役所	追分会館
給食センター	ぬくもり保養センター
南部桧山葬祭場	開陽丸青少年センター
南部桧山衛生処理組合清掃センター	